

# 給付付き税額控除をめぐる論点

鶴田 廣 巳

## はじめに

経済のグローバル化や金融化の進展とともに、各国はいずれも国内生産の空洞化や経済の金融投機化、バブルの崩壊、経済の破綻とデフレ不況などに直面する一方、失業率の高まり、雇用不安の深刻化、ワーキングプアの増加、経済格差の拡大などに悩まされるようになってきている。そのため、格差の是正や就労支援を進めるための有力な手段として、給付付き税額控除を導入する動きが国際的に広がっている。

2004年に公表された OECD の報告書も、多くの国において不熟練労働者に対して就労することが割に合うようにする (make work pay:MWP) ための手段として、近年、就労給付制度ないし賃金補助制度が導入されてきたことを指摘している<sup>1)</sup>。そのもっとも有力な政策手段のひとつが給付付き税額控除にはかならない。それは税制と社会保障制度とを統合したものである。

しかし、なぜ社会保障給付が税制を通じて行われなければならないのか、なぜ税制とは切り離して独自の社会保障給付ではいけないのか。あるいは、給付付き税額控除を採用した場合、他の社会保障制度はどのような姿になるのか。グローバリゼーションの進展のなかで進む格差の拡大や失業・雇用不安、あるいは少子高齢化の進行というデモグラフィックな変動のなかで必要とされてくる税制改革や社会保障制度の改革のなかで、給付付き税額控除はいったいどういう位置づけが与えられるのか。税制改革じたいの枠内で考えた場合でも、はたして給付付き税額控除は最優先の課題といえるのかどうか。

これらの問いかけについて直接検討することは本稿の範囲を超えるが、こうした問題意識に立って、以下では、給付付き税額控除についての国際的な動向を概観するとともに、給付付き税額控除をめぐるこれまで検討されてきた諸論点を整理し、検証することを通じて、その政策的意義を検討する際の評価基準をさぐることにしたい。

## I 給付付き税額控除とその評価基準

### 1. 給付付き税額控除の諸類型

給付付き税額控除とは、所得税の納税者に対して税額控除を認めるとともに、税額控除前の税

額から控除しきれない者、あるいは課税最低限以下の所得水準のため控除対象となる税額をそもそも持たない者に対しては税額を還付（給付）するというものである。<sup>2)</sup>給付の付かない税額控除の場合、課税最低限以下の所得水準にある低所得者ないし貧困者にはその恩恵は全く及ばないため、課税最低限以下の者にも税制の枠内で対応するために給付を行い、低所得者の就労促進と所得保障を併せて実現しようというのである。

鎌倉治子によれば、給付付き税額控除の導入の背景には、租税政策の面と社会保障政策の面の2つの大きな流れがあるという。<sup>3)</sup>まず、租税政策の面では、所得再分配の強化という要請があったとされる。1980年代以降の世界的な税制改革のなかで各国ともに税率構造のフラット化と課税ベースの拡大が追求される一方、税制に占める付加価値税の比重も上昇し、また逆進性の高い社会保険料負担も引き上げられる傾向が強まった結果、税制全体の累進度が低下し、格差の拡大という経済環境の変化に対応できなくなった。こうしたなかで、所得控除から税額控除、さらには給付付き税額控除への転換が、課税ベースの拡大により実現される財源によって所得再分配の強化を可能にする方策として、世界的に注目を集めるようになった。つぎに、後者の社会保障政策の面では、社会保障制度の存在がむしろ人々の勤労意欲を損ね、いわゆる「貧困の罨」を生じさせていたという反省から、税と社会保障を一体化することにより低所得者に対し就労のインセンティブを与え、福祉受給者の福祉依存からの自立を促進するとともに併せて子どもの貧困解消を図ることが企図されたのである。

ここからも理解されるように、給付付き税額控除は、税制を通じて直接に現金給付を行うところにその最大の特徴がある。

各国で導入されている給付付き税額控除にはさまざまなパターンの違いがある。森信茂樹は、それらを勤労税額控除、児童税額控除、社会保険料負担軽減税額控除、消費税逆進性対策税額控除の4つの類型に区分している。<sup>4)</sup>各国で導入された給付付き税額控除制度の具体的内容について、その一端は表1、表2に示されているとおりである。

まず、勤労税額控除とは、低所得者の就労意欲の促進を図ることをねらいとして導入された。それは、一定以上の勤労所得のある世帯に対して、就労を条件に税額控除（減税）を認め、所得が低く控除しきれない場合にはその分の税額を還付する（現金給付を行う）というものである。一般に、税額控除額は所得の増加に応じて通増するが、一定の所得に達すると頭打ちになり、さらに所得が増加すると逡減し始め、所得が適用限度額に達すると最終的に消失する仕組みとなっている。図1にみられるように、通増段階（①の部分）、フラット段階（②の部分）、逡減段階（③の部分）の3つの段階から成っており、①では稼得所得が増加するにつれ給付も増え、②では所得が増加しても給付は最高額のまま変わらず、③になると所得の増加に応じて給付は逡減し、所得が一定額に達するとゼロになる。

アメリカの勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit: EITC）はその代表例である。EITCは、1975年に時限立法として導入されたが、その後1978年に社会保障税の税率が引き上げられた際に、社会保障税負担の軽減と就労に対するインセンティブ効果を理由として恒久的な制度に変更された。<sup>5)</sup>90年代に入ると、クリントン政権による福祉改革のなかで、EITCの大幅な引き上げが行われ、その結果、アメリカの主要な所得保障政策のひとつに成長した。EITCによる税額控除の額は、適格な子どもの数と勤労所得の額などに応じて異なる。子どもの数が多い方が税額控

表1 税制を活用した給付措置の国際比較① (2009年1月現在)

制度名	アメリカ		イギリス		ドイツ	フランス
	勤労所得税額控除	子女税額控除	就労税額控除	児童税額控除		
制度導入年	1975年	1998年	2003年	2003年	1996年	2001年
導入の目的	○低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ○勤労意欲の向上	○子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減 ○17歳未満の子供を養育する者	○低所得者に対する支援 ○勤労意欲の向上	○子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援	○最低限必要な生計費の保障	○雇用の創出・継続の支援
対象者(適用要件)	○低所得勤労者(投資所得が3,100ドル(約32.6万円)を超える者は対象外)	○17歳未満の子供を養育する者	○16歳以上で、週16時間以上就労し、子供を養育する者 ○25歳以上で、週30時間以上就労している者等	○原則16歳未満の子供を養育する者	○原則18歳未満の子供を養育する者	○低所得勤労者
給付の仕組み	税額から控除(控除しきれない額を給付)	税額から控除(控除しきれない額を給付)	全額給付(税額から控除せず)	全額給付(税額から控除せず)	全額給付(税額から控除せず)	税額から控除(控除しきれない額を給付)
執行機関	内国歳入庁	内国歳入庁	歳入関税庁	歳入関税庁	家族金庫	公共財政総局
給付額(控除税額)	○夫婦2人の場合、勤労所得の40%(上限5,028ドル(約52.8万円)) ○勤労所得が一定額を超えると減額	○子供1人当たり原則1,000ドル(10.5万円) ○所得が一定額を超えると減額	○夫婦2人の場合、最大4,305ポンド(約81.8万円) ○所得が一定額を超えると減額	○夫婦2人の場合、最大4,715ポンド(約89.8万円) ○所得が一定額を超えると減額	○子供1人当たり1,968ユーロ(約29.7万円) ※子女控除(所得控除と比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(中低所得者は児童手当, 高所得者は子女控除が有利となる))	○夫婦2人の場合、勤労所得の7.7%に155ユーロ(約2.3万円)を加えた額(上限1,116ユーロ(約16.8万円)) ○勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=105円、1ポンド=190円、1ユーロ=151円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成20年(2008年)6から11月までの間における実勢相場の平均値)。(出所) 邦貨換算委員会(2009)「資料(給付付き税額控除)」第2回スタディグループ、提出資料。

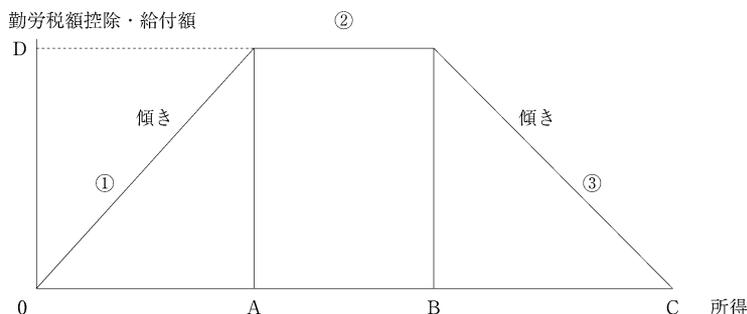
表 2 税制を活用した給付措置の国際比較②

(2008年7月現在)

制度名	オランダ			韓 国	
	基礎税額控除	勤労税額控除	児童税額控除	複合税額控除	追加複合税額控除
制度導入年	2001年			2004年	2008年
導入の目的	○就労促進 全納税義務者			○購買力の強化 ○就労促進	○貧困対策 以下の要件をすべて満たす給与所得者 —18歳未満の子供を2人以上扶養して いる —夫婦の合計年間所得額が1,700万ウ ヨン(約186万円)未満 —世帯として、住宅を保有せず、資産 の合計額が1億ウォン(約1,092万 円)未満
対象者 (適用要件)	全ての給与収入者及び 自営業者	以下の要件をすべて 満たす世帯 ○18歳未満の子女を 扶養する世帯 ○世帯総収入額が 46,700ユーロ以下	以下の要件をすべて 満たす者 ○勤労所得額が 4,542ユーロ超の 被用者または自営 業者 ○12歳未満の子女を 扶養する者	複合税額控除の対象 者(ただし夫婦の場 合、夫婦ともに対象 者となる場合に限 る)	
給付の仕組み	算出税額と社会保険料の総額から上記合計額を控除(給付は行われない)				
執行機	租税関税総局				
控除税額 (給付額)	○夫婦2人の場合、 4,148ユーロ(約 66.8万円)	○夫婦2人の場合、 最大1,443ユーロ (約23.2万円)	○夫婦2人の場合、 最大994ユーロ (約16.0万円)	○夫婦2人の場合、 112ユーロ(約1.8 万円)	○夫婦2人の場合、勤労所得の10% (上限90万ウォン(約9万円)) ○勤労所得が一定額を超えると減額

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=106円、1ユーロ=161円、100ウォン=0.103ドル(基準外国為替相場、裁定外国為替相場及び市場実勢相場：平成19年(2006年)12月から平成20年(2008年)5月までの間における実勢相場の平均値)。  
 (出所) 政府税制調査会(2009)、同上資料。

図1 勤労税額控除・給付額



(出所) 森信茂樹編著(2008年)『給付つき税額控除』中央経済社、19ページ。

除の額も多くなる一方、所得が通増段階、フラット段階、通減段階のいずれに位置するかにより、税額控除の額は異なる（詳細は後述する）。

他方、イギリスの勤労税額控除（Working Tax Credit: WTC）もまたこの類型に属する。ブレア政権は「ワークフェア（workfare）」ないし「福祉から労働へ（welfare to work）」という理念のもとに福祉改革を行ったが、その結果、勤労世帯税額控除（Working Families' Tax Credit: WFTC）を改組して、2003年に成立したのがWTCである<sup>6)</sup>。その特徴は、EITCと異なって通増段階が存在せず、就労時間に関する要件（週16時間以上、さらに週30時間以上の場合には控除額を追加）を満たす場合に税額控除（給付）が認められ、所得が一定額を超えると通減する。さきの図1でいえば、①の段階がなく、②、③の段階のみからなる点に特徴がある。

勤労税額控除を導入した国は、アメリカ・イギリスにとどまらず、ドイツ（1996年）、フランス（2001年）、オランダ（2001年）、ベルギー（2002年）、ニュージーランド（2004～07年）、スウェーデン（2007年）、カナダ（2007年）、韓国（2008年）など多数に上る。なお、勤労税額控除の制度設計は、各国でいくつかのタイプがあり、すでに述べた就労促進のための手法の違い（通増段階を設け、所得の増加に応じて控除額も増加するように仕組む方式と、就労時間を条件にすでに相当程度の労働参加をしている者をターゲットに控除を認める方式）のほか、次のような種類の差異がある<sup>7)</sup>。すなわち、①税額控除の対象を主として低所得の世帯（それも子どものいる世帯）に照準を合わせるのか、それとも低所得の個人を対象とするのか（一般に個人を対象とする場合よりも世帯の場合の方が優遇されている）、②給付付き税額控除（refundable tax credit）とするのか、それとも給付の付かない税額控除（non-refundable tax credit）とするか、③税額控除に通減段階を設けるのか、否か（通減段階を設ける国がほとんどであるが、オランダは例外的に設けていない）などである。

つぎに、児童税額控除は、母子家庭の貧困対策、子どもの貧困対策、子育て世帯への経済的支援などを目的として、低所得世帯に対し給付付き税額控除を認めるものである。その税額控除額は一般に子どもの人数に応じて決定され、所得が一定額を超えると通減する仕組みになっている。子どもの扶養を支援する政策としては、従来は児童手当や所得税の扶養控除（所得控除）が代表的なものであったが、OECD諸国では1970年代を中心に北欧や西欧諸国などで扶養控除を廃止して児童手当に一本化する傾向がみられた<sup>8)</sup>。しかし、その後、扶養控除（所得控除）が復活したり、児童税額控除が新たに導入されるなど、税制上の控除を採用する動きが強まり、2002年時点

では OECD 諸国のうち19か国で扶養に係る所得税の控除の採用が確認され、うち11か国で税額控除が採用された（所得控除と税額控除の両者を持つアメリカを含む）。税額控除を採用する国のうちには、給付付きのものとそうでないものを含むが、前者の代表例がアメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、オランダなどの給付付き児童税額控除である。

アメリカでは、1998年に、主として中所得者の子育て支援を目的として児童税額控除（Child Tax Credit: CTC）が導入された。17歳未満の子どもを対象として1人当たり1,000ドルが控除される。児童税額控除は本来、税額を超える還付は認められないが、①勤労所得を年間一定額以上稼得する場合と、②適格な子どもを3人以上扶養している場合に還付が認められることがある。この第2の要件はその後改正され、2001年以降には、子どもが2人以下の場合にも一部還付可能となった。人的控除と併せて受給が可能である。CTCは、年所得が12,550ドル以下の者には適用されず、所得が一定額を超えると、超過分につき5%相当額が減額される。<sup>9)</sup>

イギリスでは、1979年に所得税の扶養控除（所得控除）が廃止され、児童手当（Child Benefit）に統合されたが、他方、子どもを扶養する勤労世帯に対する給付として1971年に発足した家族所得補足給付（Family Income Supplement: FIS）は1988年には家族控除（Family Credit）に衣替えされていた。1997年に成立したブレア政権は、1999年、家族控除を廃止し、就労促進と子育て支援が一体となった勤労世帯税額控除（Working Family Tax Credit: WFTC）を導入した。その後、2001年には WFTC と切り離して児童税額控除（Children's Tax Credit）が新設されたが、2003年には WFTC の成人分、児童加算分、児童税額控除の3層構造が改正され、勤労税額控除と児童税額控除（Child Tax Credit: CTC）の2層構造に再編された。新 CTC の創設に伴い、就労要件が廃止され、就労・非就労に係わりなく、すべての家族が児童税額控除の給付を受けられる資格を与えられた。諸富徹は、こうした動きをワークフェアの一環として導入された給付付き税額控除が、労働と切り離されて「ベーシックインカム化」しつつあるとみなすことができると評価している。<sup>10)</sup> CTC は、16歳未満（フルタイムの教育または訓練を受けている場合には20歳未満）の子どもを有する家族に対し、基本となる家族要素（family element）545ポンド（1歳未満の幼児がいる場合にはさらに545ポンドを追加）と子ども1人当たりの児童要素（child element）2,300ポンドの合計額となる（2010年度）。児童税額控除も消失控除であり、勤労税額控除（WTC）が消失する世帯所得に達すると CTC のうち家族要素を除いた額が通減し始め、世帯所得が50,000ポンドを超えると6.67%の割合で通減する。<sup>11)</sup>

第3に、社会保険料負担軽減税額控除とは、税額控除の対象を所得税だけでなく、社会保険の保険料にも拡大したものであり、一般に給付は伴わない。この意味では、純粋の給付付き税額控除とはいえないが、対象を社会保険料にも広げることで実質的に給付が行われているとみることができる。アメリカの EITC も、導入のそもそもの目的が社会保障税の負担軽減にあった点からすると、保険料負担軽減税額控除の要素を持つといえるが、このタイプの代表例はオランダの勤労所得税額控除（Labour Income Tax Credit: LITC）である。オランダでは、2001年の税制改革により、ボックス・タックスと呼ばれる一種の分類所得税制度が導入されたが、<sup>12)</sup> その際、人的控除を含め7つあった所得控除すべてが12の税額控除に改組された。その理由として、①所得再分配を強化し、低所得者にとってより効果的なものにする、②雇用、経済構造に良い影響を及ぼす、③とくに女性の労働供給を促進して、経済的自立を促す、などのねらいがあったとされている。<sup>13)</sup>

また、税額控除に転換することによる課税ベースの拡大効果も期待された。各種の税額控除は、ボックス1からボックス3のそれぞれについて算定された税額の合計税額から控除されるが、ボックス1の所得に対しては所得税と併せて社会保険料も課されるため、所得税で控除しきれなかった税額控除は社会保険料からも控除される。ただし、「no tax, no gain」の原則に基づき、控除が認められるのは所得税と社会保険料の合計額までである。対象となる者は労働所得を得る個人であるが、労働所得のなかには賃金・給与だけでなく事業所得やフリーランス活動からの所得も含まれる。LITCの特徴は、逡減段階を持たないことであり、労働所得を有するすべての者が控除の適用を受けるため、労働へのディスインセンティブは発生しない<sup>14)</sup>。

最後に、消費税逆進性対策税額控除は、一般消費税（付加価値税）の負担の逆進性を緩和する措置としてカナダやシンガポールで導入されている。軽減税率やゼロ税率が必ずしも逆進性を緩和しないだけでなく、それらの税率の適用対象範囲をめぐる税務行政上の困難などから、緩和策としては必ずしも望ましくないとする受けとめ方が生まれている。代わって注目を集めるようになったのが、この逆進性対策税額控除である。たとえば、カナダのGSTクレジット（Goods and Services Tax Credit）は、1991年にそれまでの製造業者売上税（Manufacturers' Sales Tax）が付加価値税であるGSTによって代置された際に併せて導入された<sup>15)</sup>。その基本的仕組みは、家計調査より算定した基礎的生活費にGST税率（5%）を乗じて算出したGSTクレジットを各家計の所得税額から控除し、控除しきれない分は給付するというものである。控除されるGSTクレジットは平均的家計の基礎的生活費を基礎に算定されるものであるため、家計が実際に負担する付加価値税額とは異なる<sup>16)</sup>。GSTクレジットは、①19歳以上であること、②配偶者を有すること、③扶養する18歳以下の子どもを有すること、のいずれかひとつの条件を満たせば適用資格を得ることができる。算定は世帯単位で行い、本人・配偶者にはそれぞれ250カナダドルが、子ども1人当たり131カナダドルが適用される。したがって、年所得32,506カナダドルまでの世帯は、夫婦子ども2人のケースでは、762カナダドルのGST控除が認められる。年所得が32,506ドルを超過する世帯については、超過分の5%相当額が減額されていく。減額分がGSTクレジット算定額を上回ると、その世帯の適用額はゼロとなる<sup>17)</sup>。GSTクレジットの適用数は約3,500万件、36億カナダドル、平均受益額は約100カナダドルという（2008年度）。また、過誤支給・不正受給はそれほど問題となっておらず、給付を行ったもののうち98%は適正であったと報告されている<sup>18)</sup>。

## 2. 給付付き税額控除の評価基準

さて、以上にみてきた各国での給付付き税額控除の展開は、低所得者の貧困、とりわけ子どもの貧困問題、高失業率の存在と雇用問題、伝統的な社会保障政策にまつわる「貧困の罍」の問題、拡大する財政赤字への対応の必要性などの点では共通する課題を抱えながらも、それぞれの国における社会経済事情や政治状況の違いなどを反映して、質的に異なった特徴を示す。左右いずれの傾向をもつ政府であれ、何らかの形でワークフェアや「福祉から労働へ」、あるいは「make work pay (MWP)」を理念に掲げて政策展開を行ってきた点ではある意味で共通の傾向を示しながらも、政策理念を支える規範的価値観の相違を反映してそこには微妙なスタンスの違いが読み取れるからである。

さきにふれたOECDの報告書も、雇用の増加や低所得層の所得の引上げを目的として各国政

府が採用してきた MWP 政策が、それぞれの国の政府の政治的スタンスの違いを超えて広がってきたことを強調している。<sup>19)</sup> OECD によれば、MWP 政策には、税ないし社会保険料の引き下げ、低賃金労働者に対する社会保障給付ないし税額控除、最低賃金政策の 3 つの手段がある。しかも、これら 3 つの手段はいずれも、①税引後の労働所得の引き上げと②労働者のネットの雇用コストの引き下げという 2 つの政策目的をもつため、たとえ政策スタンスが大幅に異なっても同等の効果を達成することができるという。たとえば、最低賃金の引き上げと雇用主のコストに対する補助との組み合わせは、最低賃金の引き下げと就労支援のための所得保障との組み合わせと等しい。雇用主に補助をするのか、それとも被用者に補助をするのかは重要な選択肢であるが、それは特定の構造的条件のもとでどちらがベストの機能を発揮するかに依存するのである。

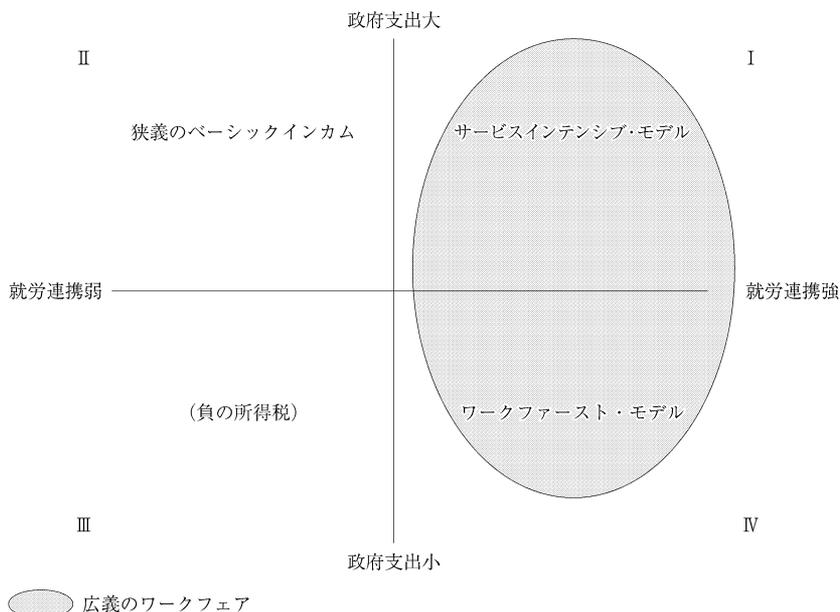
雇用主への補助は、一般に社会保険料の雇用主負担分の軽減という形で行われ、条件を付けずに補助を行う一般タイプと若者・長期失業者・福祉受給者を雇用した場合に補助を行う特定タイプとがある。前者は、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、オランダ、イギリスで採用されてきた。しかし、最近では、MWP 政策の主流は被用者に補助を行うスキームに移ってきたという。そのひとつの方式が現金給付を行う伝統的な社会保障プログラムであるが、より一般的なのは就労を条件とする税額控除プログラムにほかならない。<sup>20)</sup>

OECD 報告書は、MWP 政策がその目的を実現できるか否かはその国の構造的条件によるとして、課税、とくに限界税率の水準、所得配分の状況、最低賃金の水準の 3 つの要因を挙げたうえで、国別の類型をつぎの 3 つに分類している。すなわち、①低課税・低給付・低最低賃金、②高課税・高給付・相対的高賃金、③高税率・平等所得配分、である。報告書は、これらのタイプの違いにより MWP 政策のあり方にも相違が生じるといふ。つまり、①のタイプの国では、就労を促進し、低賃金労働者の所得を引き上げるために、就労促進型の給付が望ましい選択肢となる。②のタイプでは、MWP 政策は財政負担も大きく、高い限界税率による就労ディスインセンティブを強めるおそれも大きいことから、不熟練低賃金労働者の雇用を促進するには雇用主に対する賃金補助ないし社会保険料の雇用主負担分の軽減が望ましい。③のタイプでは、MWP 政策はむしろ逆効果になるとされている。<sup>21)</sup>

ワークフェアや「福祉から労働へ」という政策方向をめぐる社会民主主義勢力と自由主義勢力の歩み寄りがみられるかのごとき外観の背後で、政策デザインをめぐる新しい規範的対立軸が浮上しつつあることを強調するのが、宮本太郎である。<sup>22)</sup> 宮本はそれを福祉国家の再編をめぐる対抗関係にひき寄せて理解しようとしている。OECD の評価基準がどちらかといえば負担と給付の形式的な分類に基づくものであるのに対して、宮本のモデルはワークフェアないし給付付き税額控除の中身を福祉国家の再編をめぐる類型の違いとして捉えなおそうとしており、給付付き税額控除の本質を理解する評価基準として優れた視点を提供している。

宮本が重視するアプローチは、「ワークフェア」と「ベーシックインカム」である。宮本はまず、ワークフェアには 3 つの制度領域があることを指摘する。第 1 に、失業保険や社会扶助の給付に際し就労や職業訓練を義務づけ、就労忌避に対し何らかのペナルティを課す制度である。第 2 に、労働者の就労可能性を高めるための諸政策であり、積極的労働市場政策と呼ばれる政策にほぼ重なる領域である。第 3 は、年金・医療・所得保障等の領域での独自プログラムの発展や従前所得に比例する給付の保障により労働インセンティブを高めようとする政策領域である。これ

図2 福祉国家再編の規範的対立軸



(出所) 宮本太郎 (2002) 「福祉国家再編の規範的対立軸——ワークフェアとベーシックインカム——」  
『季刊・社会保障研究』 Vol. 38, No. 2, 135ページ。

らの政策領域では、いずれも政府の関与を強める方向にも、また抑制する方向にも展開は可能である。このように制度領域を区分したうえで、宮本はベックにならってワークフェアを2つに分類し、福祉給付の条件として就労を課すものを「ワークファースト・モデル」、職業教育などの社会サービスで就労可能性を高めることを重視するものを「サービスインテンシブ・モデル」と呼ぶ。前者は、さきの3つの制度領域のなかでは第1の領域を最重視し、第2、第3の領域については規模も小さく、また民間に関与に委ねるところに特徴がある。これに対し、後者では第2の領域が最重視される点に特徴がある。また、第1の領域ではペナルティの強化よりも就労規範の確立が追求される一方、第3の領域でも公的プログラムのなかでの所得比例原理の徹底により労働インセンティブを高めることが目指されるという。モデルの典型例はそれぞれアメリカ、スウェーデンである。<sup>23)</sup>

ワークフェア論が福祉と就労との係わりを重視するのに対し、ベーシックインカム論はむしろ福祉と就労とを徹底して切り離し、無条件で最低水準の現金給付を保障することによって完全雇用の困難化や雇用構造の不安定化に対処しようとする点にその特徴がある。ベーシックインカムという構想は18世紀末に淵源をもつとされるが、実際の政策として展開された実例はほとんどないといってよい。その思想内容にもさまざまなバリエーションがあるが、そのことを前提としたうえで、宮本は所得保障をめぐる福祉国家再編の規範的対立軸を図2のように整理した。縦軸に政府支出の大小、横軸に就労連携の強弱をとると、第I象限から第IV象限はそれぞれサービスインテンシブ・モデル、狭義のベーシックインカム、負の所得税、ワークファースト・モデルと位置づけられる。宮本は、就労連携の軸と政府と市場という伝統的な「左右」対立を反映する政府支出軸との交錯のなかで、福祉国家の再編が展開していくと予測している。<sup>24)</sup>

この図が示唆的なのは、ワークフェアにも2つの異なる政策思想・政策体系の類型があり、両者は明確に異なる規範に支えられていること、しかも2つのワークフェアは国による種類の違いとして現れるだけでなく、同じ国のなかでも政策展開の対抗軸として争われることが読み取れることである。そのうえ、2つの対抗軸はそれぞれの軸に沿ってさまざまなバリエーションを説明できること、また就労連携の強弱や政府支出水準の動きに応じてベーシックインカムや負の所得税の要素を強めることが示されるのである。ベーシックインカムと負の所得税との関連について、両者をほとんど同等のもののみならず考え方もあるが、公共部門の関与や政府支出の拡大に否定的な負の所得税の考え方は、その点でベーシックインカム論とはやはり異なるといわなければならないであろう<sup>25)</sup>。むしろ市場を重視する点では、負の所得税はワークファースト・モデルと親近性が強いといえよう。

給付付き税額控除を評価するに当たっては、どのような規範に立脚して政策展開されているのかを正確に見定めなければならないのである。

### 3. 給付付き税額控除と税制改革

給付付き税額控除を検討する際に注意しなければならないもうひとつの点は、給付付き税額控除の導入を税制改革の全体像のなかに位置づけるとともに、さらには社会保障改革やその財源政策のあり方等と係わらせて評価しなければならないということである。

わが国において給付付き税額控除について具体的に提起されたのは、政府税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」（2007年11月）が最初であろう。そこでは、「国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、」給付付き税額控除の「議論を行っていくことには意義がある」としたうえで、「他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要がある」とされていた。

その後、民主党を中心とする連立政権が成立したが、新政権の下での最初の税制改革案である「平成22年度税制改正大綱」（2009年12月）において民主党の年来の主張として「所得控除から手当・税額控除へ」「さらに給付付き税額控除へ」という方向が打ち出された。「大綱」によれば、現行の所得税は累進性を喪失しており、その原因は、①所得控除が相対的に高所得者に有利なこと、②分離課税している金融所得などが軽課されていることに求められるとして、「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進」することを謳った。すなわち、第1に、「的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進め」ること、第2に、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進め」ること、そして第3に、本来、「総合課税」が理想では

あるが、「金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進め」というものである。

しかし、ここには、所得税の累進性や再分配機能の低下についての正確な要因分析は全く反映されておらず、したがって、所得税改革の中身も、所得控除と税額控除の比較分析、手当と税額控除ないし給付付き税額控除との係わり、資産所得の分離課税の是非についての検証、最高税率の大幅な引き下げを含む税率構造のフラット化の検証と改革、総合課税のあり方を含めた所得税改革の基本方向や全体像の検討などをまったく欠落させたまま、社会保障・税の共通番号制度の導入などの徴税体制の強化に前のめりになっていることが見てとれるのである。しかも、前政権時代の政府税制調査会答申において指摘されていた既存の社会保障制度との整合性についての言及さえ欠落させ、ましてや社会保障改革の全体像との係わりなどはまったく視野に入られていない。給付付き税額控除による給付が望ましいのか、それとも社会保障給付や社会サービスの供給の方が望ましいのかといった基本的な疑問にもまったく解答が示されていないのである。

日本版ワークフェアの構想は、現在のところサービスインテンシブ・モデルとは全く異質であるだけでなく、ワークファースト・モデルの域にも達していないと評価できるであろう<sup>26)</sup>。所得税の課税ベースのイロージョンを放置し、税率のフラット化を是正しないまま、所得控除を給付付き税額控除に移行させていくならば、それは中低所得層の負担で低所得層の給付を賄う結果にしかならない。

いずれにせよ、給付付き税額控除が再分配機能の回復にどこまで資するのか、不利な条件のもとにおかれた人々の雇用確保と所得保障にどこまで寄与するのかは、所得税改革や税制改革、さらには社会保障改革との関連のなかで評価されなければならないのである。

## II 税制と社会保障制度の交錯——アメリカの EITC の教訓と課題——

### 1. アメリカにおける EITC とその問題点

アメリカの EITC についてはいくつかの先行研究がある。ここではそれらとの重複を避け本節の主題の説明に必要な限りでふれておきたい<sup>27)</sup>。

#### EITC の概要

EITC はニクソン政権時代の最低保障所得戦略をめぐる論争に起源をもつが、社会保障税の負担増の逆進性緩和という穏健な目標に衣替えして1975年に時限立法として導入された。当初は子どもを持つ低所得労働者を対象に400ドルを上限とするささやかな税額控除であり、620万家族に認められた控除額は12.5億ドルにすぎなかった(1975年)。その後、クリントン政権による福祉改革のもとで急速に成長し、1996年には AFDC (Aid to Families with Dependent Children) を、98年には Food Stamp Program を金額で凌駕し、2008年には約2,500万家族に486億ドルの控除が行われるまでに拡大した<sup>28)</sup>。

EITC の受給要件は、①申告者の勤労所得 (earned income) が一定額以下であること、②適格児童を有するか、子どもがいない場合には申告者本人が25歳以上64歳以下であること、③申告者、

表3 EITC 適格者の特徴（1996年度）

特 徴	構成割合
人種—民族性	
白人	50.8
黒人	22.2
ラテン系	20.7
その他	6.3
家族形態	
女性単親・子どもあり	35.9
男性単親・子どもあり	10.0
結婚・子どもあり	35.3
単身・子どもなし	13.5
家族規模	
子どもなし	18.8
子ども1人	30.0
子ども2人	28.9
子ども3人以上	22.3

（出所） Holt, S. (2006), "The Earned Income Tax Credit at Age 30: What We Know," *Research Brief*, The Brookings Institution, p. 9.

配偶者（夫婦共同申告の場合）、適格児童すべてが有効な社会保障番号を有すること、④投資所得が一定額以下であること（2009年3,100ドル）、⑤既婚カップルの場合、夫婦共同申告をしていること、などである。このほかにも、外国源泉所得を得ていないこと、当該課税年度を通じてアメリカ市民であるか居住外国人であること、などの要件が定められている。<sup>29)</sup>

つぎに、その適用実態をみると、以下のような特徴がみいだされる。<sup>30)</sup>第1に、EITCの金額のうち約88%は還付（給付）分が占める（2003年度）。この比率は1975年当初は72%にすぎなかったが、その後、着実に上昇してきた。第2に、EITCは伝統的な社会保障給付プログラム（food stampその他）の場合よりも高い所得階層に属する家族に有利になっている。そのため、EITCの額を所得階層ごとにみると、調整総所得が1万ドル以下、1万超2万ドル以下、2万ドル以上でそれぞれ26%、53%、21%となっている（2002年度）。第3に、申告者1人当たりのEITC平均額は、1975年の201ドルから2003年には1,784ドルにまで増加したが、地域間で格差があり、一般に都市部よりも農村部の方が多い。これは農村部の方が雇用機会が少なく、所得水準も低いためである。第4に、1996年度のアメリカの全家族のうち13%がEITC受給の適格性をもつと推定されるが、その適格家族を人種・民族性、家族形態、家族規模に分類してみると、表3のとおりとなっている。適格家族の約半数を黒人や少数民族が占め、家族形態では「女性単親・子どもあり」と「既婚・子どもあり」が、家族規模では子どものいる世帯が多数を占めていることがわかる。第5に、EITCの受給率（participation rate）については正確な数値ははっきりしないが、推計では他の福祉プログラムと比べてその比率ははるかに高く、また傾向的に増加しているとみなされている。<sup>31)</sup>

#### EITC に対する評価と問題点

EITCは、今日、アメリカでも最大規模の勤労家族に対する反貧困プログラムに成長したとき

れているが、それに伴ってさまざまな評価や問題点が浮上している。

第1に、EITCの貧困問題への寄与度である。一般に、EITCは貧困の緩和に大きな成功を収めたと評価されている。2003年度でみると、EITCは低所得勤労世帯に属する440万人（うち半分以上が子ども）を貧困から救い出したという。3人家族のケースについてEITCと最低賃金（フルタイム・年間を通じた就労のケース）の合計額と連邦の貧困ラインとを比較すると、1975年には前者が後者を107ドル上回っていたが、1986年には逆に前者が1,511ドル下回るに至った。ところが、90年代の福祉改革の結果、再度逆転し、1995年には前者が再び1,154ドル上回る結果となった。その後1997年以降には最低賃金が据え置かれたため、2005年現在では、再度前者が1,000ドル下回ったという。

第2に、就労への影響である。これについては単身の母親の就労促進にEITCが決定的役割を果たしたとする点では多くの研究が共通する。しかし、すでに就労している者については、労働供給の促進効果は弱く、はっきりとした傾向は見いだせないとされている<sup>32)</sup>。EITCは通増、フラット、通減の3段階のうち、通減段階では稼得所得の増加につれEITCの額が通減するため労働供給にはディスインセンティブが作用することになり、労働供給が増えるかどうかは理論的には決定できず、結果はさまざまな事情次第ということになる。それにもかかわらず、スティグマを感じさせずに貧困の緩和と就労促進を実現できる政策手段として、EITCはアメリカで受け入れられてきたのである<sup>34)</sup>。

第3に、賃金水準への影響である。EITCは家計収入の補完になるため、雇用側は仮に賃金水準を引き下げても労働者を確保できる可能性があることから、理論的にはEITCが劣悪な賃金水準を固定化するおそれがある。この点については、賛否両方の研究があるが、有力な証拠は見いだせないとされている<sup>35)</sup>。

第4に、家族構造への影響である。税制と同様に、EITCも家族の形成や構成に対して潜在的な影響力をもつ。それは結婚ボーナスや結婚ペナルティの問題であり、またそれが結婚の意思決定に及ぼす影響である。影響がみられることは事実であるが、EITCによって結婚のパターンに劇的な変化が生じたという証拠はまったくみられず、また結婚の意思決定にEITCが著しい影響を及ぼしているとはみられないという平凡な結論に落ち着いている<sup>36)</sup>。

第5に、家計支出や資産形成への影響である。EITCは受給時にまとまった金額として受領されることが大部分であるため、家計の支出・貯蓄動向に大きな影響を及ぼすことになる。多くの場合、家計は給付額を短期的、中期的な消費需要を満たすために利用するが、一部の家計は住宅購入の頭金や緊急時の備えとして貯蓄やその他の資産形成に充てているという。

第6に、EITCの複雑性の影響と申告コストの問題である。EITCの適格性の要件が多岐にわたり、しかも煩雑で分かりにくいいため、低所得申告者ははたして自分が適格性を有するのかわか判断できない場合がほとんどである。そのため申告には有償・無償の税務専門家などの助けを借りることが圧倒的に多いのが通例である<sup>37)</sup>。たとえば、有償の税務専門家は、1999年分の全所得税申告書のうちその約54%の作成に係わる一方、EITCの申告についてはその66%の作成に携わったという。申告に不慣れな低所得者ほど、有償の税務専門家に依存するケースが多く、しかも当座は申告代行料を還付見込みローン（refund anticipation loan: RAL）により支払うことにより、その手数料を含めきわめて高い代償を払って実質的に給付額を大きく目減りさせているのが実態

である。<sup>38)</sup>

最後に、EITCの過誤・不正受給の問題がある。その原因は、不注意や意図的詐取から誤解や混乱によるものなどさまざまである。この問題が強い社会的関心を呼ぶにつれて、EITCの過誤率についての検証・研究も活発化し、さまざまな推計が公表されるようになった。アメリカの内国歳入庁（IRS）の調査によれば、1982年にはEITC申告の34%が過大申告、29%が完全な不適格であったが、1988年にはそれぞれ42%、32%に上昇した。税額控除全体の過大支払いは1985年の23億ドルから92年には62億ドルに増加したが、その主因はEITCの急増によるという。<sup>39)</sup>また、IRSが1999年に認定した過誤率は27%から32%の間とされている。こうした結果、2002年のIRSのコンプライアンス検証費用の約83%がEITCに係わるものであったという。<sup>40)</sup>

こうした事態に対し、1997年以降、IRSの監査によりEITCの申告を否認された納税者は、その後の申告の際にEITCの適格性（たとえば、子どもと半年以上同居しているかどうかなど）を証明する書類を提出することを義務づけられるようになった（再証明recertification）。2000年以降には、意図的ないし思慮なく規則を無視して申告を行ったとみなされる場合には、2年間にわたり再証明書類の提出ができないことになり、さらに、詐取を行ったとみなされた場合には10年間提出できないこととされるなど、さらにペナルティが強められたのである。<sup>41)</sup>

以上のようなさまざまな問題の発生を背景に、EITCをめぐるには実に多くの側面にわたって論争が展開されることとなったが、そのなかでも制度の本質に係る議論である税制と社会保障との統合の是非に焦点を当てながら、つぎに紹介することにした。

## 2. 税制と社会保障との統合をめぐる

伝統的な福祉政策が福祉依存を生み、「貧困の罠」から抜け出せない人々を生み出しているのではないかという批判を受けてきたのに対し、EITCは福祉と就労とを結びつけ、貧困者の仕事と家族に対する責任感を育成するのに役立つとして、あるいはまた税制と社会保障制度を統合することにより福祉官僚機構に依存せず効率的に給付を実施でき、受給者にスティグマを感じさせずにすむとして、擁護されてきた。しかし他方では、EITCと労働インセンティブとの係わり、税制と社会保障制度との統合の是非が、EITCをめぐる論争の大きな焦点となってきた。以下では、主としてA. L. Alstottの論考に拠りながら、EITCをめぐる論争点から浮かび上がる給付付き税額控除の問題点を整理しておこう。<sup>42)</sup>

### 労働インセンティブの評価

EITCの評価の基軸をなす論点のひとつが、労働インセンティブの問題である。まず、標準的な経済分析によれば、EITCの効果は労働者の勤労所得が逡増、フラット、逡減のどの段階に属するかによって、また所得効果と代替効果がどう作用するかによって異なる。一般的には、逡増段階では、所得の増加に応じてEITCも増加（ないし最高額を維持）するため、労働意欲を促進するとされるが、実際には本人の選好によって所得効果と代替効果がどうなるかに依存する。フラット段階では、代替効果は働かなくなり、所得効果は労働供給を抑制する方向に作用する。これに対して、逡減段階では、EITCは明らかに潜在的にディスインセンティブとして作用し、代替効果、所得効果ともに労働意欲を削ぐ方向に働く。所得が増加するにつれ、EITCの給付額が逡減するだけでなく、他の社会保障給付も削減され、所得税・社会保障税の負担に過重されること

から実質的な限界税率が累積するためである。これを避けるためには通減段階の EITC の給付通減率を引き下げることがあるが、その場合には相対的に裕福な所得層にも EITC の恩恵が及ぶことになる一方、通減段階に属する階層の労働供給を全体として抑制してしまうことになる。通減段階の適用範囲を広げずに EITC の給付通減率を引き下げするためには、EITC の最高給付額を引き下げることがあるが、その場合にはそもそも EITC の就労促進効果そのものが期待できなくなる。

以上のことを前提としたうえで、Alstott は EITC の擁護者、批判者のいずれも労働のディスインセンティブに焦点を絞って論争していることに疑義をはさむ。伝統的な福祉プログラムと異なり、EITC は働かなければ支給できないのであり、労働者が労働時間を減らしてレジャーや非市場的な仕事（例えば育児）に時間を費やす行為は、経済学的にも最適な選択によって効用を最大化しているのである。たしかに労働供給の減少は再分配の経済的コストを増大させるかもしれないが、さまざまな移転プログラムの経済効果を比較する際には、再分配の費用と便益の両者が視野に入れられなければならない。その際、EITC の目標は何かという社会的規範を明らかにすべきである。それは、①貧者の幸福を高める、②（それが彼らの生活を悪化させようと）貧者を働かせる、それとも③GDPを増加させる、のいずれなのか。EITC の批判者は①を拒否して、②③を支持しているのかもしれないが、それは結局、再分配の否定ないし強制的労働にしか結びつかない。労働供給のディスインセンティブ効果を比較する際には、分配構造<sup>43)</sup>の規範的な評価を伴わなければならないというのが、Alstott のさしあたりの結論なのである。

#### 税と社会保障の統合のジレンマ

負の所得税や EITC の擁護者は、税制と移転制度（社会保障）との統合を支持し、その利点として、①EITC などの税制を通じた移転制度は、所得税の制度的枠組みを利用することにより執行コストの節減や福祉行政のような複雑な手続きの省略が可能となり、行政効率を高めることができる、②税制を通じた移転は支給に伴うスティグマを弱める、などと主張してきた。しかし、EITC のような税制を通じる移転制度は、逆に制度的ジレンマや固有の制約を抱えている。

所得税にとっても伝統的所得移転制度にとっても、所得の計算がまず基本的な前提条件となる。そして、所得の計算には、①所得の定義、②個人か家族かという所得の計算単位、③所得の計算期間、④所得計算ルールのコンプライアンスという4つの側面がある。所得の計算について両者は共通のルールをもつ方が望ましいはずであるが、現実には両制度の政策目標や特徴の違いを反映して、その所得計算方式には多くの相違が生じてくる。税制であれ、伝統的所得移転制度であれ、所得の包括的な定義とそれを実行に移した場合のコストとのトレードオフに直面して、さまざまな妥協を図らざるをえないからである。したがって、所得移転制度が税制のルールと手続きを採用する場合には、それは必ずや伝統的所得移転制度のそれとは異なる妥協点を見出す結果になる。それにより、税制を通じた移転プログラムは、伝統的所得移転制度に比べ、ニーズに対応した給付の調整、ニーズの変化への対応、コンプライアンスなどの点で劣ることになるだろう。これこそは税制と移転制度の統合がもつ根本的なジレンマであり、それを緩和するには統合のなかで両者の妥協点を探るか、税制の方を全面的に改革するかいずれかにならざるをえない<sup>44)</sup>のである。

### 所得の定義をめぐるジレンマ

所得税上の所得は「経済的所得」と異なり、包括性を欠いている。そこでは、FRINGE・ベネフィット、帰属所得、州・地方政府債の利子、キャピタル・ゲインの多くは所得から除外されており、また当然のことながら資産も含まれない。EITCの場合も税法の所得定義に従うため（若干の違いはある）、かなりの資産ないし除外対象の資本所得のある納税者でもEITCの給付を受ける資格を得ることができる。対照的に、伝統的所得移転制度では、相対的に包括的な所得と資産の査定が行われる<sup>45)</sup>。

EITCは、貧困者に対し就労を促進することを意図した収入補助プログラムであるという側面と、所得調査に基づいてワーキングプアに対して所得補助を行う再分配プログラムであるという2側面をもっている。プログラムの拡大に伴って、EITCはむしろこの後者の側面が重要になっており、その点からは所得定義の包括性や資産に対する配慮が余計に必要とされることになる。しかし、EITCの所得の定義を包括的にすればするほど税法の所得定義とは乖離し、税制と移転制度との統合そのものが困難になる。こうして、EITCと所得税制は分離と統合を両極に中間に多数の妥協点を作り出すのである<sup>46)</sup>。

### 家族の定義をめぐるジレンマ

所得税と所得移転プログラムはいずれも家族を単位とする点では同じだが、夫婦以外の家族の所得をどのように取扱うかという点では異なる。所得税の場合には、家族の定義を狭く解釈し、既婚カップルとして捉える。夫婦は共同の納税申告を行うことが一般的であり、その際子どもや扶養親族が所得を得ていても、一般に彼らの所得を夫婦の申告に合算することはない。たとえ彼らが家族の生活費などを支援している場合でも、未婚の子どもは別途、納税申告をしなければならない。これに対し、所得移転プログラムでは、同居する親族のほとんどを家族に含める広い定義が用いられるのが通例である<sup>47)</sup>。

EITCは所得税のルールに従って既婚カップルを家族の基本単位とみなし、他の同居親族の所得の有無を資格要件に含めない。他方、給付の決定の際には、税法上の扶養家族の定義とはやや異なる基準に基づいて、納税者と子どもとの関係を考慮に入れる。EITCにおいて採用されている家族のやや狭い定義が、所得再分配の望ましいあり方を実現するうえで問題があるかどうかははっきりしない。EITCの資格要件を適正化するために家族内での金銭的支援や費用分担の実態を推定することはきわめて困難である。EITCの目的に合わせて家族についての定義を適正化しようと試みることは望ましいとしても、行政上は困難である。したがって、税制と移転制度との統合は、EITCの現状での効率性も、またそのパフォーマンスを改善しようとする試みのいずれに対しても問題をもたらすのである<sup>48)</sup>。

### ニーズに対する感応度

就職、賃金・労働条件の変化、失業など経済状況の変化につれて所得は変動するため、会計期間はより長期の方が望ましい。したがって、所得税の場合には会計期間は1年を単位とするのが基本となっているが、一方、伝統的な福祉プログラムでは受給者の経済状況の変化に適切に対応するためには、一般に所得の計算期間は短期（月単位）の方がニーズに適っている。この点で、EITCは税制を利用した制度であるため、伝統的な福祉プログラムに比べて本質的にニーズへの感応度は落ちる。このため年間を通じた定期的な給付を認め、年度末に精算する「事前給付」制

度が導入されたが（1978年）、その利用率は受給者の0.5%程度にとどまる（1989年）。この制度はその後、修正され、事前給付の上限を年間給付予定額の60%に制限したが<sup>48)</sup>（1993年）、EITCの感応度を低下させたにすぎない。EITCの感応度を高めるには、伝統的な福祉プログラムと同じくEITCの会計期間を短縮するか、イギリスのように「累積的」源泉徴収制度<sup>49)</sup>を採用するといった措置が必要になるが、前者の場合には税-移転の統合と折り合える別のルールが必要になり、後者の場合には雇用主の協力が得られない可能性があり、行政コストも増加する。EITCのためだけにそうした改革が行われることは期待できない<sup>50)</sup>。

#### コンプライアンスと受給申請とのトレードオフ

税制であれ移転プログラムであれ、両者にとってコンプライアンスと参加（participation、税では自主申告、福祉では受給申請）は2つの重要な前提条件である。しかし、この2つの条件の間にはトレードオフの関係があり、とりわけ移転プログラムの場合がそれに当てはまる。コンプライアンスを求めれば求めるほど、受給資格のある者に対し進んで給付を申請する意欲を低下させるからである。EITCも、同様のトレードオフに直面する。第1に、EITCのように税制を利用したプログラムの場合、申告書の提出により自動的に給付を受けることが可能であることからその参加率は伝統的な福祉プログラムと比べれば高いが、さらに参加率を高めようとするれば、貧困者を所得課税から免除するという租税政策の目標と矛盾することになる。第2に、所得税のコンプライアンスについては所得の過少申告が問題になるが、EITCの場合にはむしろ過大申告の方が問題になる。それによりEITC受給額を増やすことができるだけでなく、税務当局と福祉当局との情報共有の不備によって過大申告しても他の所得調査付きの移転給付は削減されずに済むからである。他方、逡減段階以上の所得をもつ納税者は、所得の過少申告ないし同居していない子どもと同居していると虚偽申告することでやはりEITC受給額を増やすことが可能である。第3に、1件当たりの金額が少ないこと、あるいはもともと低所得世帯であることなどのため、EITCの受給者から過大受給分を取り戻すことはきわめて困難である。EITCのこうしたノンコンプライアンスの広がりには、所得税のルールとは乖離する特別のルールを準備し適用する必要性を高めるが、その場合には税制と移転制度の統合には亀裂が生じる結果となる<sup>51)</sup>。そのことはまたEITCへの参加を抑制することになるかもしれない<sup>52)</sup>。

#### 小 括

以上ではふれなかったが、EITCに係っては結婚ボーナスや結婚ペナルティの問題も生ずる。いずれにしても、EITCにみられる税制と所得移転制度との統合にはさまざまな問題が発生し、擁護論者が主張するように望ましい制度であると一義的に評価することはできないことがわかる。アメリカの経験に照らすならば、むしろ両者の統合には疑問や問題点が多いのである。

しかも、以上の論点は、税制と社会保障制度との統合に伴う定性的な問題であり、トレードオフであったが、給付付き税額控除制度を定量的に分析する場合にも新たな問題が生じるおそれがある。これについてもさまざまな研究が発表されているが、その一端についてはすでにEITCの評価と問題点としてふれたとおりである。Alstottも最新の論文において、EITCは「make work pay」に寄与していないと結論づけている。その理由とされる要因は、EITCが、①現在の生活水準と比べて社会的にまずまずの最低水準と解釈されるような、貧困の大幅な改善をもたらすものではないこと、②EITCは、最低賃金の労働者が自分自身およびわずか1人の子供を

社会的にほどほどの最低水準で支えることを可能にするものではないこと、そして③他の社会福祉プログラムと併せても、非自発的な失業や健康障害、あるいは家族の緊急事態に見舞われた働く意思のある労働者に対して、EITCはほどほどの最低生活水準を保障するものになっていないこと、である。<sup>53)</sup>

要するに、給付付き税額控除が就労促進や再分配に積極的意義をもつのかどうか、また税制と社会保障制度との統合という点で大きな意義をもつかどうかの判断には慎重な検証が必要であることが以上から明らかである。

### Ⅲ 給付付き税額控除をめぐる論点——日本への示唆——

#### 1. 給付付き税額控除の基本的論点

上でみたとおり、EITCをめぐるさまざまな論点や問題があり、それ故に給付付き税額控除制度の理論的、政策論的意義、執行上の問題や課題についても、なお検証されなければならない論点が多く、批判や反対論も決して少なくない。たとえば、藤谷武史は、給付付き税額控除をめぐる擁護論、批判論のそれぞれの論点を次のように整理している。<sup>54)</sup>まず、擁護論は(1)所得税制を通じる社会保障給付により、①行政コストの節約、②福祉受給に係るスティグマや心理的負担感の回避、が可能である、(2)就労促進効果が期待できる、(3)①税額控除による富裕層の租税利益の縮減、②給付付きとすることによる中低所得層への所得分配の促進、③世代内のみならず世代間の税負担配分の公平の実現などを通じて、所得税制の枠を超えて公的制度全体として望ましい所得再分配を追求できる、などの主張にまとめられる。他方、批判論も、擁護論に対応して大きく次の3点からなる。(1)行政コストの節約は限定的であり、またわが国での導入には執行上の難点が多い。それは、①税務当局は課税最低限以下の者の所得や財産についての情報をもたない、②所得税の納税申告者は一部分にとどまる、③源泉分離課税の広範な存在により、雇用主側での事務負担制度の整備や納税者番号制度の導入による名寄せがなければ適正な執行を確保できない、④納税者の自主申告へ依拠すれば虚偽・過大請求の問題が避けられず、過大給付を抑制しようとする、行政コストの増大や税務行政からの乖離が生ずるからである。(2)勤労促進は「貧困の罍」への反省から一般論としては肯定できるとしても、賃金補助だけでは他の社会保障政策の機能を代替できない。①むしろ積極的労働市場政策のような政策が本筋ではないか、②失業者やワーキングプアには別途公的支援の仕組みが必要だ、③資力調査を伴わずに給付される点では、児童税額控除と児童手当のどちらが望ましいのかは一義的にはいえない。(3)租税法主義や歳入・歳出の峻別を規定する日本国憲法の下で、租税と給付を無媒介に結合できるのか、また、所得控除を税額控除に置き換えることは憲法論として可能かなどの問題がある。

ここでは、前節での議論を踏まえて、給付付き税額控除をめぐる基本的論点というべき①税制と社会保障との統合の是非、②所得控除を税額控除によって置き換えることの是非、③財政民主主義のあり方、の3点に絞って検討しておきたい。

まず、税制と社会保障との統合の是非についてである。この点については、両者の統合のメリットを強調し、わが国でも積極的に給付付き税額控除を進めるべきだとする議論がある一方、こ<sup>55)</sup>

れに対しては批判的ないし消極的な見方も少なくない。たとえば、渡辺智之は「税制と社会保障の一体改革」のシンボルのような形で「給付付き税額控除」の導入を主張するのは「アイデア自体がおかしい」だけでなく「問題を非常に矮小化した、狭い見方」だと批判する。「税と社会保障の一体改革」とは、例えば格差の是正などの政策目的の実現に向けて、社会保障給付やその他のさまざまな歳出、さらには労働市場の規制や法制、産業規制や消費者行政など、どのような政策が一番適切かを税と社会保障の中で一体的に考えることだというのが、渡辺の考え方である。この点に関連した渡辺の主張は多岐にわたるが、それらはさきに Alstott に依拠して紹介したアメリカでの議論とオーバーラップする点が少なくない。渡辺は「税負担はマイナスにならない」とし、給付付き税額控除は「税制の中に社会保障給付の機能を中途半端に持たせる試み」であり、「税制全般を劣悪化させてしまう」と批判する<sup>56)</sup>。また、藤谷武史も「租税（徴収）と給付という逆方向のキャッシュフローは、政策論的観点からは連続的に捉えることに合理性があるとしても、なお両者の無媒介な一体化には警戒を要する」として、統合論には慎重な姿勢を示している<sup>57)</sup>。

第2は、所得控除を税額控除によって置き換えることの是非の問題である。所得税では、従来から「家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本」としてきた<sup>58)</sup>。それには、大別して人的控除（personal exemptions）と個人的支出控除（personal deductions）がある。人的控除のうち基礎的人的控除は最低生活費非課税の原則に基づくものであり、「憲法25条の生存権の保障の租税法における現われ<sup>59)</sup>」とされる。これに対して、税額控除は配当税額控除や外国税額控除のような二重課税の調整か、住宅取得控除や投資税額控除のような政策税制的なものに限定されており、その意味で「財政的支援としての性格が強いもの」である<sup>60)</sup>。

所得控除から税額控除への転換の根拠とされる論理は、①所得控除は所得税の課税ベースを浸食するが、税額控除は課税ベースを拡大する、②所得控除は累進税率のもとで高所得者の税負担を低所得者に比べより多く軽減する逆進的効果をもつ、というものである<sup>61)</sup>。まず①の課税ベース拡大論であるが、一見すると所得控除の場合には高所得層の税負担が大幅に減少するのに対し、税額控除の場合には高所得層、低所得層に適用される税額控除額は同一であるため、税額控除の方が税収は増加する、つまり税率が同一であるとする税額控除の方が課税ベースは拡大するかにみえるが、実際には両者の税収はまったく変わらない。つまり、税額控除による課税ベース拡大効果は見いだせないのである（表4、参照）。これは所得控除の場合と税額控除の場合の税収を比較してみれば明らかである<sup>62)</sup>。次に、②の逆進効果についても、たしかに減税の絶対額は高所得層の方が低所得層よりも大きい、減税率は低所得層の方が高くなる。高所得層の方が減税の絶対額が大きくなるのは、高所得層には累進税率が適用されており、税負担の絶対額がもともと大きいからに他ならない。また、所得控除の導入は、それが無い場合と比べると税率が一定の場合にも、所得階層が上がるにつれゆるい累進構造をもたらす。その意味で、減税の絶対額のみに着目して逆進性を強調することは必ずしも正確ではない。

第3に、財政民主主義との係わりである。この点は、給付付き税額控除の擁護論者からはまったくふれられない論点であるが、ある意味では制度の基本に係る問題である。給付付き税額控除は、いわば税法（歳入）段階において歳出まで決定する仕組みであり、わが国のように租税法が毎年度の歳入法の形ではなく恒久法として存在しているような場合、毎年の予算とは係わりなく

表4 所得控除と税額控除

（単位：万円，％）

課税所得①	所得控除方式			税額控除方式			
	所得控除後 課税所得②	税 額 ③=②×20%	平均税負担率 ③/①	算出税額 ④=①×20%	税額控除⑤	納付税額 ⑥=④-⑤	平均税負担率 ⑥/①
100	50	10	10.00	20	10	10	10.00
300	250	50	16.67	60	10	50	16.67
500	450	90	18.00	100	10	90	18.00
800	750	150	18.75	160	10	150	18.75
1,000	950	190	19.00	200	10	190	19.00
1,500	1,450	290	19.33	300	10	290	19.33
2,000	1,950	390	19.50	400	10	390	19.50
6,200	5,850	1,170	18.87	1,240	70	1,170	18.87

（注） 1）税率は、いずれの場合も20%の比例税率である。  
 2）所得控除額は50万円，税額控除額は10万円として計算した。

給付付き税額控除の執行が行われることになり、財政議会主義、租税法律主義、予算単年度主義などの観点から問題が大きい。租税支出予算の具体化など、議会のコントロールを確保する仕組みが不可欠となろう。<sup>63)</sup>

## 2. 税務行政と納税者の権利に係る論点

以上の基本的論点に加えて、わが国に給付付き税額控除を導入するに際しては、税務行政ないし執行に係る深刻な問題が山積している。第1に、所得や資産の保有状況をどこまで正確に把握できるかである。<sup>64)</sup> 受給資格の認定にしる、給付の決定にしる、その前提となるのは所得や資産の把握だからである。しかし、この点ではわが国の場合、2つの大きな問題がある。ひとつは個人単位、世帯単位の選択問題、いまひとつは分離課税の問題である。わが国では、1950年のシャウプ税制以降、基本的に個人単位課税を一貫して採用してきたため、世帯単位で所得を把握するシステムを欠いている。また、資産所得を中心に分離課税方式を広範に採用しているため、個々人の所得を正確に把握する体制も欠除させている。<sup>65)</sup> 分離課税の総合課税化と世帯単位での所得補足のシステムの整備なしには、給付付き税額控除導入はきわめて困難、あるいは不可能である。

第2に、所得の正確な把握を名目に納税者番号制度の導入が謳われるが、その費用対効果や運用のあり方には慎重な検討が必要である。現在、民主党政権のもとでは税・社会保障共通番号制度の導入が検討されているが、行政分野間や官・民での番号の相互利用にはさまざまな問題が発生するおそれがある。とくに個人のプライバシー侵害や情報漏えいのおそれに対するセキュリティ確保の問題、あるいは納税者の権利の正当な保障などについては、慎重な議論と対応が必要である。納税者番号の導入目的も、以前は総合課税化と結びつけられていたが、近年は金融所得課税の一体化と損益通算の実施に変質している。<sup>66)</sup> その他、納税者番号制度にあってはもともと事業所得の把握は不可能とされるが、はたしてどこまで正確な所得把握、とりわけ資産所得の把握が可能なのか。納税者番号制度をもつ国でも給付付き税額控除の不正申告・過大申告が後を絶たないなど、番号制度は決して万能ではない。

第3に、課税当局が税の還付（給付）という社会保障業務を行うことにより行政効率が向上するかどうかは「微妙な問題」とされている。<sup>67)</sup>森信茂樹はこうした批判に対して給付を地方自治体で対応させ、市町村が窓口となって確定申告時に受付、給付審査を行うか、あるいは給付を社会保険料の範囲内にしてそれと相殺することにより給付をなくす方式を提案している。<sup>68)</sup>しかし、この方式も国の課税と給付を地方自治体に下請けさせることになりかねず、地方自治の観点から問題があるだけでなく、たとえば市町村の児童手当担当部局が扱う児童手当と「児童税額控除」はどこが異なるのかはつきりしなくなるなどの問題が生じる。

第4に、納税者による給付付き税額控除の申告についてである。基本的に所得税の全員申告制が確立しているアメリカの場合と、源泉徴収と年末調整でほとんど課税関係が終了する日本とでは、事情がまったく異なる。給付付き税額控除の導入は大量の還付事務を必要とするようになる。当面、それは主として事業主の負担により年末徴収の形で行われることにならざるをえないが、年金生活者の増加に伴い確定申告も増えることになる。また、課税最低限以下の低所得者の申告をどのように促進するかも課題になる。その場合、確定申告に不慣れなゆえに、アメリカのケース以上に受給率を引き上げる努力が必要になる可能性がある。

最後に、納税者番号制度のもとで全員申告、全面的名寄せが行われるようになるとすれば、国税を中心に税務職員や税理士の大幅な増員もまた必要になる。はたしてこのような多大のコストをかけてそれに見合うだけのメリットを給付付き税額控除が保障できるのか、今後の検証が待たれる。

#### 注

- 1) OECD (2004), *Recent Tax Policy Trends and Reforms in OECD Countries*, p. 147.
- 2) 鎌倉治子 (2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」国立国会図書館『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第678号, 森信茂樹編著 (2008)『給付つき税額控除』中央経済社, など参照。
- 3) 鎌倉治子 (2009)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて—」『レファレンス』No. 706, 106ページ。
- 4) 森信茂樹編著 (2008), 前掲書, 18-28ページ。
- 5) 根岸毅宏 (2006)『アメリカの福祉改革』日本経済評論社, 107-108ページ。EITCについてはまた, 同 (1999)「アメリカの EITC (勤労所得税額控除) と所得保障政策」『国学院経済学』第47巻第1号, 同 (1999)「アメリカの EITC (勤労所得税額控除) の政策的意義と問題点」『国学院経済学』第48巻第1号, も参照。
- 6) イギリスにおける給付付き税額控除の評価については, 諸富徹 (2009)「グローバル化による貧困の拡大と給付付き税額控除」同編著『グローバル時代の税制改革—公平性と財源確保の相克—』ミネルヴァ書房, 政府税制調査会 (2009)「政府税制調査会海外調査報告 (ドイツ, イギリス, オランダ)」4-5 ページ, 15-20ページ, などを参照。
- 7) OECD (2004), *op. cit.*, pp. 148-149.
- 8) 山下篤史 (2007)「所得税による子育て支援—児童税額控除の課題—」内閣府経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper』No. 190, 12-13ページ。
- 9) 同上, 20ページ, 鎌倉治子 (2010), 前掲論文, 3 ページ, など参照。なお, オバマ政権のもとで成立した米国再生・再投資法により, 2年間の時限措置として適用対象が拡大され, 年間所得が3,000ドル以上の低所得者も対象に加えられた。政府税制調査会 (2009)「政府税制調査会海外調査報告 (アメリカ, カナダ)」4 ページ, 参照。

- 10) 諸富徹（2009），前掲論文，213-220ページ。
- 11) 鎌倉治子（2010），前掲論文，5-6 ページ。
- 12) それぞれの Box の課税対象所得は，Box 1 が給与所得，事業所得，年金所得，主たる住居の帰属家賃など，Box 2 が株主所得（出資金額が資本金全体の5%以上を占める非公開会社の株主が得る配当，キャピタル・ゲイン），Box 3 が貯蓄・投資所得（利子・配当所得，不動産所得など）である。篠原正博（2004）「資本所得と資産保有課税—租税思想史からのアプローチ—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』日本証券経済研究所，参照。
- 13) 政府税制調査会（2009）「政府税制調査会海外調査報告（ドイツ，イギリス，オランダ）」5 ページ，26ページ。
- 14) 森信茂樹編著（2008），前掲書，26ページ。
- 15) カナダの GST 控除については，金子洋一（2008）「カナダの GST 控除の概要」森信茂樹編著（2008），前掲書，森信茂樹（2009）「消費税の逆進性対策を考える」『会計検査研究』No. 40，鎌倉治子（2010），前掲論文，カナダ歳入庁のサイト（<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/menu-eng.html>）など，参照。
- 16) 白石浩介（2009）「給付つき税額控除による所得保障」一橋大学経済研究所・世代間問題研究機構『ディスカッション・ペーパー』No. 456，10ページ。
- 17) GST クレジット，通減段階の上限所得額は，2009課税年度分で，2010年7月から2011年6月給付分に適用されているものである。カナダ歳入庁のデータ（<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gstst/gstc-pymnt09-eng.html>），による。
- 18) 政府税制調査会（2009）「政府税制調査会海外調査報告（アメリカ，カナダ）」5-6 ページ，20-21 ページ。
- 19) OECD（2004），*op. cit.*, p.147.
- 20) *Ibid.*, pp.147-148.
- 21) *Ibid.*, p.153.
- 22) 宮本太郎（2002）「福祉国家再編の規範的対立軸—ワークフェアとベーシックインカム—」『季刊・社会保障研究』Vol. 38, No. 2。
- 23) 同上，130-131ページ。
- 24) 同上，136ページ。また，宮本太郎（2004）「ワークフェア改革とその対案 新しい連携へ」『海外社会保障研究』147号，も参照。
- 25) 山森亮は，「より労働へのインセンティブを高めつつ所得を保障しうる制度として，負の所得税などのベーシックインカム型の政策が，経済学者たちによって提唱されてきた」と，負の所得税とベーシックインカムとをほとんど同等視している。山森亮（2009）『ベーシックインカム入門』光文社新書，230ページ，参照。
- 26) 山森亮は，日本版ワークフェアは，現在のところ本家ワークフェアとは二重の意味で異なると評価している。第1に，イギリスやアメリカではワークフェアは所得保障の縮小や条件強化といった「鞭」だけでなく，給付型税額控除などの「飴」を伴っているのに，日本には飴がまったくない，第2に，イギリスもアメリカも労働可能な福祉受給者を労働市場に戻すことを念頭に置いているのに対し，日本では労働可能な人はそもそも福祉からほとんど排除されているというのが，その理由である。山森のこの評価は，ホームレス自立支援法や障害者自立支援法を念頭に置いたものである。山森亮（2009），前掲書，54-55ページ，参照。
- 27) EITCについては，前掲の根岸毅宏のものほか，望月爾（2010）「給付付き税額控除の現状と課題—アメリカのEITCの経験をふまえて—」日本租税理論学会編『社会保障と税制』法律文化社，など参照。ここでは主として，次の資料を参照した。Cf. Holt, S. (2006), "The Earned Income Tax Credit at Age 30: What We Know," *Research Brief*, The Brookings Institution.
- 28) U. S. Congress, Joint Committee on Taxation (2010), *Estimates of Federal Tax Expenditure*

- for *Fiscal Years 2009-2013*, p. 51.
- 29) Holt (2006), *op. cit.*, pp. 3-5. 望月爾 (2010), 78-80ページ。鎌倉治子 (2009), 前掲論文, 123ページ。
- 30) Holt (2006), *ibid.*, pp. 7-12.
- 31) 受給率とは、適格性を有する世帯のうち実際にどれだけが受給したかを示す比率のことである。受給率がほぼ80%台にとどまる理由としては、受給できる控除額が少額である、適格な子どもがいない、言語や民族性が障害になっているなど、さまざまなものがあるという。Cf. Holt (2006), *ibid.*, pp. 11-12.
- 32) *Ibid.*, pp. 14-15.
- 33) 八塩裕之 (2008) 「米国大統領諮問委員会による税制改革提案と給付つき税額控除」森信茂樹編著 (2008), 前掲書, 109-113ページ, もこの点を詳細に説明している。
- 34) 西崎寿美 (2002) 「Earned Income Tax Credit (EITC) ～アメリカの経験」『ESP』2002年3月号, も EITC の概要, 貧困対策としての効果, 労働インセンティブに与える効果などについてふれている。
- 35) Holt (2006), *op. cit.*, p. 15.
- 36) *Ibid.*, pp. 15-16.
- 37) アメリカの確定申告における税務支援の実態について, 詳しくは, 次を参照。石村耕治 (2008) 「給付 (還付) つき税額控除をめぐる税財政法の課題～アメリカの『働いても貧しい納税者』対策税制を検証する」『白鷗法学』第15巻1号, 68-116ページ。
- 38) Holt (2006), *op. cit.*, pp. 18-19, pp. 21-22.
- 39) 1999年度の過誤・不正受給は, 勤労所得税額控除適用額全体 (313億ドル) のうち, 85～99億ドルであったとの推計もある。政府税制調査会 (2009) 「資料 (給付付き税額控除)」第2回スタディグループ, 提出資料, 8ページ, 参照。
- 40) Holt (2006), *op. cit.*, pp. 19-20.
- 41) *Ibid.*, p. 6.
- 42) Cf. Alstott, A. L. (1995), “The Earned Income Tax Credit and the Limitations of Tax-Based Welfare Reform,” *Harvard Law Review*, vol. 108. なお, 佐藤英明 (2003) 「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除 (EITC) について—研究ノートから」『総合税制研究』第11号, 納税協会連合会, も Alstott 論文を取り上げて詳細に検討しており, 参考になる。
- 43) Alstott (1995), *ibid.*, pp. 546-558.
- 44) *Ibid.*, pp. 564-568.
- 45) *Ibid.*, pp. 570-571.
- 46) *Ibid.*, pp. 568-570, pp. 573-574.
- 47) *Ibid.*, pp. 576-577.
- 48) *Ibid.*, pp. 577-579.
- 49) これは, 雇用主が給与の支払いのつど, 累計所得税について税額を計算し過不足を調整するものである。財務省「主要国の給与に係る源泉徴収制度の概要」参照 (<<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/058.htm>> )。
- 50) Alstott (1995), *op. cit.*, pp. 579-583.
- 51) Zelenak は, EITC が税の側面と福祉の側面とのハイブリッドな性格をもつことを指摘し, 現状では租税型, 福祉型の微妙なバランスの上でプログラムが維持されていることを強調する。その意味で, Alstott と異なり, 完全を追求して税と福祉の結合の「好ましい状況」を破壊しないよう説く。Cf. Zelenak, L. (2005), “Tax or Welfare? The Administration of the Earned Income Tax Credit,” *UCLA Law Review*, Vol. 52.
- 52) Alstott (1995), *op. cit.*, pp. 584-589.

- 53) Alstott, A. L. (2010), "Why the EITC Doesn't Make Work Pay," *Journal of Law and Contemporary Problems*, Vol. 73, p. 312.
- 54) 藤谷武史 (2009) 「給付つき税額控除と『税制と社会保障制度の一体化』？」北海道大学『新世代法政策学研究』Vol. 3, 307-309ページ。
- 55) 森信茂樹編著 (2008), 前掲書, 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊・社会保障研究』Vol. 44 No. 3, 木村弘之亮 (2009) 「社会保障制度と租税法—憲法84条からみた社会保障と租税の統合—」『租税研究』2009年1月号, などがその代表的なものである。
- 56) 渡辺智之 (2008) 「所得税額はマイナスになりうるか?—いわゆる『給付付き税額控除』の問題点—」『租税研究』2008年9月号, 91-92ページ。
- 57) 藤谷武史 (2009), 前掲論文, 332ページ。また, 望月爾 (2010), 前掲論文も, 給付付き税額控除についての問題点や課題を的確に整理している。
- 58) 政府税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」14ページ。
- 59) 金子宏 (2009) 『租税法【第14版】』弘文堂, 174ページ。また, 谷口勢津夫 (2009) 「人的控除」『税研』No. 146, も参照。
- 60) 政府税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」14ページ。所得控除と税額控除の意義と問題点等については, 日本税理士連合会税制審議会 (2010) 「所得税における所得控除と税額控除のあり方について」も, 参照。
- 61) 吉村典久 (2009) 「給付付き税額控除と所得控除」『税研』No. 145, 参照。
- 62) 所得控除, 税額控除の場合の税額はそれぞれ,  $[(\text{所得}-\text{所得控除})\times\text{税率}]$ ,  $(\text{所得}\times\text{税率}-\text{税額控除})$  により算出できる。税額控除 = 所得控除  $\times$  税率, であれば, 両者は同一になる。渡辺智之 (2008), 前掲論文, 86ページ, 参照。
- 63) 石村耕治 (2008), 前掲論文, 33-37ページ, 参照。
- 64) 中里実 (2009) 「給付付き税額控除の執行上の問題」『税研』No. 145。
- 65) 渡辺智之 (2008), 前掲論文, 89ページ, 93-94ページ。
- 66) 日本税理士連合会や東京税理士会などは, 金融所得課税一体化を目的とする納税者番号制度に反対している。
- 67) 渡辺智之 (2008), 前掲論文, 89ページ。
- 68) 森信茂樹 (2010) 「給付付き税額控除の具体的設計」『税経通信』2010年4月号, 39ページ。